

○旧岸名家条例施行規則

平成18年3月20日
教育委員会規則第55号

改正 平成19年9月25日教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、旧岸名家条例（平成18年坂井市条例第172号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者に対し、入館を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じることができる。

(入館者の遵守事項)

第3条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 展示資料等に触れないこと。
- (2) 係員の指示に従わないで展示資料等の模造、模写又は撮影をしないこと。
- (3) 許可なく所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

2 教育委員会は、入館者が前項各号のいずれかに違反したときは、退館を命じ、又は必要な措置を採ることができる。

(入館料の減免)

第4条 条例第8条の規定する入館料の減免又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 小学校、中学校の教職員が教育活動として、児童生徒を引率し、入館するとき。
- (2) その他教育委員会が特別の事由があると認めたとき。

(読替)

第5条 条例第10条第1項の規定により、旧岸名家の管理を指定管理者が行う場合において、第2条中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項及び第4条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の旧岸名家の管理運営に関する条例施行規則（平成18年三国町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続そ

の他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年9月25日教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 旧岸名家条例（平成18年坂井市条例第172号）第10条第1項の規定により指定管理者が旧岸名家の管理を行う場合において、この規則による改正前の旧岸名家条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第55号）の規定により教育委員会が行った処分、手続その他の行為は、この規則の規定により指定管理者が行ったものとみなす。